



福田恒友文集

江苏工业学院图书馆
藏书章

第六卷

福田恆存全集 第六卷

昭和六十三年三月一日第一刷発行

定價五千五百圓

著者 福田 恒存

發行者 西永達夫

發行所 文藝春秋

株式
會社

東京都千代田區紀尾井町三ノ二十三
郵便番號一〇一

電話東京（03）三五一一三三（大代表）

印刷所 精興
製本所 加藤
製函所 藤製
函社

©TSUNEARI FUKUDA 1988

萬一、落丁、巻丁の場合はお取替いたします

ISBN 4-16-363400-2

Printed in Japan

目
次

I

國語審議會に關し文相に訴ふ

傳統技術保護に關し首相に訴ふ

教育改革に關し首相に訴ふ

祝祭日に關し衆參兩院議員に訴ふ

紀元節について

II

乃木將軍と旅順攻略戰

III

89

76

63

46

27

11

知識人の政治的言動

アメリカを孤立させるな

當用憲法論

現代國家論

郭沫若氏の心中を想ふ

弱者天國

世界の孤児・日本

知識人とは何か

非人間的な、餘りに非人間的な

偽善と感傷の國

私の政治教室

滅びゆく日本

「世代の断絶」といふ事

眞の自由について

民主主義の次に來たるもの

反時代の人間

羽仁五郎を叩く

民主主義の弱點

IV

教育の普及は浮薄の普及なり

生き甲斐といふ事

續・生き甲斐といふ事

外交を内政に利用するな

新聞における「甘えの構造」

新聞の思上り

新聞への最後通牒

東風西風

すばり一言

V

唯一語の爲に

文學を疑ふ

自己は何處かに隠さねばならぬ

「數の中」について

フィクションといふ事

言葉の藝術としての演劇

ギリシア劇の明暗

VI

獨斷的な、餘りに獨斷的な

暫く休載の辯

VII

日米兩國民に訴へる

覺書 六

685

577

571 481

476 459

福田恆存全集

第六卷

題 裝
簽 釘

田 柴
中 永
真 文
洲 夫

I

國語審議會に關し文相に訴ふ

一

去る十二月九日、第七期國語審議會の最後の總會が行はれ、その席上、過去一年間の審議經過の報告がありました。が、「朝日」「毎日」兩新聞の表現を借りれば、つひに「最終的な結論」を出し得ずに終つたと言ふほかはありません。勿論、國語の審議において「最終的な結論」など出る筈のものではなく、またそんなものを出されることは國民は甚だ迷惑する。しかも、新聞が口を揃へて「最終的な結論」を出し得なかつたと書かずにはゐられない様な不様な總會だつた、そこに問題があるのであります。大臣のお手許にも議事錄その他の書類が既に届けられてゐるでせうが、それを御覽になつても、何處がどう不様なのかお解りにはなりますまい。といつて、私は大臣の能力を疑つてゐるのではありません。

早い話が、仕事から歸つて来て、急にテレビのスワイツチを捨り、二臺の自動車が追ひつ追はれつしてゐるテレビ映畫の一場面を見て、それだけでどちらが善玉でどちらが惡玉か直ぐ見分けられるものではない。同様に第七期國語審議會最後の總會の議事錄だけを御覽になつても、何の意味もありません。いや、たゞへ第七期總會の議事錄を、更に第六期のそれを全部御覽になつたところで、眞相は容易に擋めないと思ひます。再び譬へ話を申しますと、餘程芝居を見なれた人でも、何處までが演出家の指示によるもので、何處から先が役者の創意によるものかは、決して解るものではない。それが解る唯一の方は稽古に立會ふ事です。幸ひ、私は戦中、戦後の國語國字改革劇について、その舞臺はもとより、稽古にも直接間接に立會つてをりますので、第七期最後の總會の報告書や議事錄からは窺ひ得ない國語審議會の態度、及び文部省國語課の意圖について説明し、

その禍根を除く様、大臣の一考を促したいと思ひ立ちました。

私が申上げたい一番重要な事は吉田富三委員が第六期、第七期の四年間に亘つて提案して來た最も根本的な問題を審議會も國語課も終始逃げ切つて、いはば握り潰しのまま第八期に持込んだといふ事であります。が、その前に十二月九日の總會で行はれた「最終的な結論」ならぬ「一應の審議結果」について私感を述べます。当用漢字について申しますと、新聞にも出てをります通り、現行の当用漢字表から三十一字を削り、四十七字を加へ、都合十六字増加してをります。その四十七字のうちには、刑法改正の關係者より十三字追加の希望があつたものを三字減した十字が含まれてをりますので、残りの三十七字が審議會の原案といふ事になります。その結果は左の通りです。

▽当用漢字表から削つてもよいと思はれる字
内嗣朕璽迭嚇拷罷脹迅頒鍊謁虞効濫
遞遷寡畝芋且煩恭但悅爵堪箇丹附
▽当用漢字表に加へてもよいと思はれる字
僕誰杉戾唄旦仙堀汁肌亭泥涯尙釣皿
偵悠甚洞垣蛇傘拐曹棟朴枕槽泡厄宵
挑漠賭齊淫喝姦矯溪洪溝肢酌塾賂

これを見て、常識のある者なら直ぐかういふ疑問を懷くでせう。

(一) 今のが当用漢字表から「内」「迅」「恭」「堪」「箇」などを削つても良いと思ふなら、同様に「甲」「乙」「速」「謹」「勘」「個」なども削つて良いといふ事にならぬか。いや、いつそ漢字は全部削つてしまつても良いといふ事にならないのだらうか。

(二) 「杉」「皿」「甚」「蛇」「淫」「賂」などを加へても良いなら、「藤」「柿」「釜」「鍋」「頗」「猫」「鹿」「猿」などを加へて良くはないか。いや、そのほか何を加へても良いといふ事にならないのだらうか。

(三) 刑法關係者から十三字の發注があつたと言ふが、なぜ刑法關係者にだけ發注の権利と資格を認め、醫學、歴史學、文學その他の關係者の發注を受附けないのか。

(四) 刑法關係者の發注した十三字のうち、三字は拒否したと言ふが、國語學者ならまだしも、一般有識者などといふ有象無象や文部省の役人が法律制定について法律學の専門家以上にその用語を規制する権限が與へられてゐて良いものなのかな。

これは當然の疑問で、その點は大臣も御同感の事と思ひます。この疑問を端的に現したものとして、吾が國語問題協議會の理事竹内輝芳氏が作つた「当用漢字無い無い盡し」をお笑ひ草に御紹介致します。

犬があつて猫がなく、鶏があつて兎なく、馬があつても鹿がない。松があつて杉がなく、桃があつて栗がなく、柿もない。梅があつても鶯がなく、竹があつても雀がない。砂があつて泥がない。霧があつて霞もなく、虹もない。峰があつて麓がない。君があつて僕がない。我があつて汝なく、彼があつて誰がない。好きになれても嫌へない。才があつても智まではない。服があつても靴がない。坊主があつても袈裟がない。衣はあるが袖なく、身頃なく、頭があつて頸がなく、皮膚はあつても肌がなく、目があつても瞳なく、瞼もなければ眉もない。鼻があつても頬がない。舌があつても脣がなく、額があつても顎がない。心肺あつて肋骨なく、肝あつて脾臍なく、膀胱もなければ腎もない。腸管あるのに蠕動なく、吸收できても排泄できない。

指があつても爪がなく、腰があつても股もなければ居
もなく、脚があつても膝もなく、脛もない。髪はある
のに櫛がない。さてはかつらか、禿が見えない。湯があ
つても石鹼がない。道理で泡も立たない。手を洗つ
ても手拭がない。釜がないのに飯がある。食はうと思
つたら、茶碗も椀も箸もない、膳もない。鍋がないか
ら汁もない。菜があつても皿がない。肉はあつても漬
物がない。貝があるのに殻がない。鹽があつても味噌、

がなく、醤油もない。お茶があつても茶壺も急須も茶托もない。家があつても屏がない、柱があつても桁がない。屋根があつても瓦なく、門があつても扉がない。庭があつても垣がない、池があつても鯉がない。魚偏のつくのは鮮と鰯だけ。植木はあるが鉢がない。花があつても花瓶がない。布があつても鉄がない。着物があつても簞笥がない。本があつても棚がない。箱があつても蓋がない。机はあるが椅子がない。金庫はあるが鍵がない。釋迦も孟子も親鸞もない。刀があつて槍がない。その代り筆あり紙あり墨がある。さすがは文化國家、これは有難いと思つたら硯がない。行書があつても楷書がない。封筒があつても便箋がない。葉書があつても投函できない。雨が降つても傘がない。足駄がない。畠はあるが鍬がない、鋤もない。窒素はあるが磷酸がない。年寄りがあるのに杖がない。船があつても錨がない。港はあるが棧橋がない。行きがあつて戻りがない。女房があつて亭主がない。哺育もなければ、子供も叱れない。元帥があるのに軍曹がない。金があつても財布がない。田園がないのに稻があり、米があつても粟がない。臼もなく、杵もないから餅もない。酒があつても樽がない。大阪に阪もなければ、岡山に岡もなく、茨城、栃木、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛媛、熊本、新潟、奈良、沖縄、いづれも半在

主權でおぼつかない。

尤も右は數年前に作られたものなので、今回「当用漢字に加へても良いと思はれる字」四十七字中の「僕・誰・戻・汁・杉・亭・泥・皿・垣・傘・曹・泡」なども含まれてをりますが、それにして同じ四十七字中の「仙・涯・尙・槽・厄・洪・酌」等こと同程度に、或はそれ以上に「加へても良いと思はれる字」が幾らもあるではあります。そこに問題があるのです。漢字は要ると言ひ出せば、どれも必要ですし、要らぬと言ひ出せば、必要なものは何も無くなる。今、私は四十七字と同程度に、或はそれ以上にと申しましたが、同程度とか、それ以上とか言ふその基準は何處にあるのでせう。誰がそれを決めるのか、何を根據にそれを決めるのか。今回の審議の資料としては、國立國語研究所が昭和三十一年度の雑誌について調査した「現代雑誌九十種の用語・用字」を用ひ、その中で使用度數八回以下の当用漢字百七十七字と使用度九回以上の表外漢字三百二十三字を參照したとあります。これは八回以下のものを現行当用漢字表から削つても良いと思はれるもの、九回以上のものをそれに加へても良いと思はれるものとして、それぞれ検討したといふ意味でせう。これについても常識は次の様な疑問を懷きます。

(一) なぜ三十一年度の雑誌が基準になるのか。二十年度、四十年度のものはなぜ基準にならないのか。
(二) 今それが基準となるとしても、この調子では十年後の大何期かの審議會は四十一年度の調査を基準にして再び当用漢字の出し入れを審議する事にならないか。
(三) さうなると、殊に当用漢字を守りたがる新聞やN H K は四十年には三十一年度の慣用に隨ひ、五十年には四十一年度の慣用に隨つて漢字を使ひ、一般社會もそれに倣ふといふ妙な事になりはしないか。
(四) 使用度數、八回と九回との間に漢字使用についての個人の自由を左右する本質的な差はどうして認められるのか。
(五) 更に使用度數によつて一この漢字の重要性を決める事が果して出来るのか。いや、出来ないからこそ、それぞれの中から削るべき三十一字と加ふべき四十七字を選び出した筈で、それならその基準は何處に置いたのか。またその基準が明確であるなら、八回だの九回だのは問題にならず、一回でも加ふべきものがあり、十回でも削つても良いものがある筈ではないか。